

令和元年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和元年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

2 審査期日

令和2年7月28日（火）・29日（水）・30日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額164億9,043万2,591円、歳出総額161億4,261万5,614円で、歳入歳出差引残額3億4,781万6,977円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

なお、令和元年度は継続費繰次繰越額が1億4,415万2,000円生じたため、実質繰り越す財源は2億366万4,977円となる。

歳入の状況は、収入済額が164億9,043万2,591円で、前年度と比較すると11.27%、金額にして16億6,962万1,706円の増であり、調定額166億6,045万9,290円に対する収入率は、98.98%である。

収入済額全体の40.81%を占める町税の収納率は97.59%で、前年度の97.72%より0.13ポイントの減である。

町税の不納欠損額は692万8,551円で、前年度と比較すると26.60%の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は1億6,351万6,648円で、前年度と比較すると6.51%の増である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額が161億4,261万5,614円で、前年度と比較すると10.92%、金額にして15億8,933万6,074円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は94.84%で、翌年度繰越額が5億7,645万2,000円生じたので、不用額は3億111万4,386円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の32.48%を占め、社会福祉費では心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金、児童福祉費では保育園児童運営委託料、町立保育園2園の指定管理者委託料、児童手当等及び医療費給付費が主なものである。

次に総務費が29.65%を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費、各基金積立金及び新庁舎建設工事が主なものである。

次に土木費が12.01%を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、改修工事、舗装工事及び交通安全施設設置工事、都市計画費では、殿ヶ谷土地区画整理組合助成金、駅西土地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金、公園管理委託料、公園遊具等設置工事及びだれでもトイレ等設置工事が主なものである。

次に、衛生費が8.97%を占め、保健衛生費では、福生病院組合運営負担金、福生病院組合建設負担金、予防接種等委託料、健康診査等委託料及び瑞穂斎場組合負担金、清掃費では、西多摩衛生組合分賦金、東京たま広域資源循環組合負担金、地区別ごみ収集委託料及び運転業務委託料が主なものである。

以下、教育費8.77%、消防費4.05%、公債費2.04%の順である。

以上が決算の概要であるが、令和元年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。町の最上位計画である第4次長期総合計画が令和2年度末に終了することに伴い、新たに第5次長期総合計画を策定する必要があるため、基礎調査及び住民意識調査等の策定作業に着手した。また、町行政委員会の委員、公共的団体等の役員及び公募による住民などで組織された審議会や職員で組織する庁内策定委員会等も立ち上がり、会議も開催された。住民意識調査の結果等、町民の意向を十分に踏まえ、審議会等で議論を重ね、新たなまちづくりを推進するための計画となるよう期待する。

平成12年3月に策定し、平成26年3月に見直された都市計画マスタープランの改定作業に着手した。上位計画である長期総合計画が策定中であり、東京都都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定が予定されているため、改定後の計画等と整合を図るとともに、町の既成市街地を含め良好な道路や緑地の整備を進め、安全で快適な生活環境の形成が図られる長期的な都市づくりの基本方針となることを期待する。

高齢者、障がい者の安心安全を図るため、震度5以上の揺れに反応し、電気を遮断する感震ブレーカーが希望対象世帯に給付された。大地震による電気火災を防止し、高齢者世帯、障がい者世帯の火災に対する不安解消の一助となったことは評価できる。今後も高齢者や障がい者が、住み慣れた地域において安全かつ安心な暮らしを続けることができるよう積極的な施策の実施を望む。

建築後45年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいることや施設内外のバリアフリーやユニバーサルデザインについても十分ではない図書館改修工事の基本計画、基本設計及び実施設計業務に着手した。町の社会教育を支える施設の一つとして多くの町民に利用されてきた図書館であるが、社会の変化や建物及び設備の老朽化が進み、施設と運営の両面で積極的な対応が求められている。誰もが気軽に訪れることができ、利用しやすい快適な施設となるとともに、住民に親しまれる図書館となることを強く望む。

新庁舎建設については、平成29年9月に契約がなされ工事に着手し、数回の契約変更を経て、令和2年1月から新庁舎での業務が開始された。1月の業務開始に向けて、各課の情報システム回線等の移設、什器の購入等必要な作業を進め、年末年始にかけての事務室の移転作業は大変な苦労であったことが伺える。また、業務開始前後に庁舎内の免震層や災害対策本部等の内覧会を実施し、庁舎の完成を心待ちにしていた住民に対し、庁舎内部の説明を行ったことは評価できる。現在、旧庁舎の解体及び駐車場の整備など、工事は最終段階を迎えている。引き続き、来庁者等の安全確保に努めるとともに、適正な工事監理及び工程管理を行うことを強く望む。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の報告を7月27日に受けたため、7月30日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査した結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化に対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

なお、令和元年度末に入って新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、当該年度事業に影響が出ている。この状況はしばらく続くものと思われるが、町長をはじめとする職員全員が一丸となってこの難局を乗り越えていただきたい。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

令和元年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度瑞穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和2年7月28日（火）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における国民健康保険への加入状況は、5,263世帯、被保険者8,720人で前年度と比較すると190世帯の減、被保険者で446人の減である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額37億4,726万806円、歳出総額37億522万976円で、歳入歳出差引残額4,203万9,830円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が37億4,726万806円で、前年度と比較すると2.19%の減であり、調定額に対する収入率は95.78%である。

収入全体の18.93%を占める国民健康保険税の収納率は調定額に対し、81.14%である。

国保税における不納欠損額は645万9,017円で、前年度と比較すると53.11%の減であり、収入未済額は1億6,008万4,547円で、前年度と比較すると1.11%の増である。

その他の収入は、都支出金が67.13%、一般会計からの繰入金が12.

77%である。

歳出の状況は、支出済額が37億522万976円で、前年度と比較すると2.89%の減であり、予算現額に対し96.69%の執行率である。

支出の主なものは、全体の66.17%を占める保険給付費では、一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費で、その他に31.42%を占める国民健康保険事業費納付金である。

以上が決算の概要であるが、国民健康保険制度の安定化を図るため、平成30年度より都が財政運営の主体となるなど制度改革が行われたが、被保険者への影響はなく、適切に移行がなされていると認められる。

都とともに、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化が推進されており、今後も持続可能な医療保険制度の構築に取り組まれることを望む。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉浦裕之 様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小山典男

令和元年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業 特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度福生都市計画瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和2年7月30日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額15億4,276万4,045円、歳出総額14億8,040万2,817円で、歳入歳出差引残額6,236万1,228円となり、翌年度に繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が15億4,276万4,045円で、前年度と比較すると4.23%の増であり、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の38.41%を占める一般会計からの繰入金、21.10%を占める諸収入である。

歳出の状況は、支出済額が14億8,040万2,817円で、前年度と比較すると1.10%の増であり、予算現額に対し95.96%の執行率である。

支出の主なものは、総務費で都市づくり公社委託料（債務負担解消分）等

であり、支出全体の88.60%を占めている。

以上が決算の概要であるが、令和元年度においても、健全な土地区画整理事業運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、適正な経営により、関係町民の期待と信頼に応えられるよう早期の完成に向け、土地区画整理事業の運営に、なお一層の努力を望む。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小山典男

令和元年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和2年7月30日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額10億9,911万697円、歳出総額9億7,260万1,419円で、歳入歳出差引残額1億2,650万9,278円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が10億9,911万697円で、前年度と比較すると7.62%の増であり、調定額に対し96.16%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の38.18%を占める使用料及び手数料、36.41%を占める一般会計からの繰入金である。

歳出の状況は、支出済額が9億7,260万1,419円で、前年度と比較すると1.67%の減であり、予算現額に対し87.43%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、下水道使用料徴収事務委託料、公共下水道維持管理業務委託料、管渠・マンホール・汚水柵等補修工事及び多摩川上流水再生センター維持管理負担金、事業費では、公共下水道事業委託料及び公共下水道管渠布設工事、公債費では、公共下水道事業債及び流域下水道事

業債の元金償還金・利子償還金である。

以上が決算の概要であるが、令和元年度においても、健全な下水道事業運営が行われたものと認められる。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における公営企業の経営の健全化における資金不足比率の報告を7月1日に受けたため、7月30日の決算審査終了後、資金不足比率について審査した結果、資金不足は生じていないと認められた。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意し、公営企業の独立採算の意識をもって経営努力され、町民の更なる要望と期待、また信頼に応えられる下水道事業の運営のため、なお一層の努力を望む。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

令和元年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和2年7月30日（木）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における介護保険の第1号被保険者数は9,258人、認定者数は1,350人で認定率14.58%となっている。また、現年度分保険料の収納率は、99.28%である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額22億9,603万2,407円、歳出総額22億9,141万1,928円で、歳入歳出差引残額462万479円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が22億9,603万2,407円で、前年度と比較すると2.24%の増であり、調定額に対し99.42%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の26.64%を占める保険料、24.67%を占める支払基金交付金、17.45%の国庫支出金、15.45%の一般会計からの繰入金及び14.06%の都支出金である。

保険料における不納欠損額は419万9,200円で、前年度と比較すると13.12%の減であり、収入未済額は1,049万9,900円で、前

年度と比較すると1.71%の減である。

歳出の状況は、支出済額が22億9,141万1,928円で、前年度と比較すると3.86%の増であり、予算現額に対し97.23%の執行率である。

支出の主なものは、保険給付費で、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費である。

以上が決算の概要であるが、令和元年度においても、健全な介護保険運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め介護保険運営のために、なお一層の努力を望む。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小山典男

令和元年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度瑞穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和2年7月28日（火）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度末における後期高齢者医療制度の被保険者数は4,307人である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額7億3,576万7,761円、歳出総額7億2,797万4,127円で、歳入歳出差引残額779万3,634円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が7億3,576万7,761円で、前年度と比較すると3.92%の増であり、調定額に対し99.67%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の48.82%を占める一般会計からの繰入金、45.39%を占める後期高齢者医療保険料である。

後期高齢者医療保険料における不納欠損額は81万8,900円で、前年度と比較すると25.53%の減である。収入未済額は185万1,800円で、前年度と比較すると10.35%の減である。

歳出の状況は、支出済額が7億2,797万4,127円で、前年度と比較すると4.35%の増であり、予算現額に対し99.74%の執行率である。

支出の主なものは、支出総額の93.84%を占める広域連合負担金である。

以上が決算の概要であるが、令和元年度においても、健全な後期高齢者医療運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連携をさらに深め後期高齢者医療運営のために、なお一層の努力を望む。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小山典男

令和元年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度瑞穂町殿ヶ谷財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和2年7月28日（火）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額494万4,626円、歳出総額411万2,865円で、歳入歳出差引残額83万1,761円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が494万4,626円で、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の72.67%を占める基金繰入金、25.30%を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額が411万2,865円で、予算現額に対し84.09%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、委員報酬及び殿ヶ谷財産区基金積立金、諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、令和元年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小山典男

令和元年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度瑞穂町石畑財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和2年7月28日（火）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額1,947万5,806円、歳出総額1,707万6,080円で、歳入歳出差引残額239万9,726円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

なお、令和元年度は繰越明許費繰越額が169万円生じたため、実質繰り越す財源は70万9,726円となる。

歳入の状況は、収入済額が1,947万5,806円で、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の51.65%を占める基金繰入金、25.52%を占める繰越金及び22.30%を占める財産収入である。

歳出の状況は、支出済額が1,707万6,080円で、予算現額に対し84.21%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、管理等委託料及び石畑財産区基金積立金、諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、令和元年度においても、健全な財産区運営が

行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努力を望む。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男

令和元年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度瑞穂町箱根ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和2年7月28日（火）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額1,019万799円、歳出総額889万9,055円で、歳入歳出差引残額129万1,744円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が1,019万799円で、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の56.57%を占める基金繰入金、22.84%を占める繰越金及び20.59%を占める財産収入である。

歳出の状況は、支出済額が889万9,055円で、予算現額に対し88.20%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、修繕料及び箱根ヶ崎財産区基金積立金、諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、令和元年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小山典男

令和元年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、令和元年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

令和元年度瑞穂町長岡財産区特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

令和2年7月28日（火）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は決算書で示すように、歳入総額92万4,438円、歳出総額64万2,997円で、歳入歳出差引残額28万1,441円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が92万4,438円で、調定額に対し100%の収入率である。

収入の主なものは、収入全体の70.21%を占める基金繰入金、29.71%を占める繰越金である。

歳出の状況は、支出済額が64万2,997円で、予算現額に対し69.21%の執行率である。

支出の主なものは、総務費では、委員報酬及び長岡財産区基金積立金、諸支出金では、一般会計繰出金である。

以上が決算の概要であるが、令和元年度においても、健全な財産区運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意され、財産区運営のなお一層の努

力を望む。

令和2年8月11日

瑞穂町長 杉浦裕之様

瑞穂町監査委員 村山隆敏

同 小山典男